保　護　者　様

玉野市立山田小学校
校長　山本　展之

出　席　停　止　に　つ　い　て

学校保健安全法第１９条にもとづいて、医師の診察を受けて、次の感染症に罹患したと言われた場合は、出席停止を指示いたします。この期間は欠席扱いになりませんから、じゅうぶん休養し、治療に専念してください。出席停止期間終了後、校医または主治医の治癒証明書を持って登校してください。

記

出席停止期間　医師の判断のあった日から（診察の様子を学校へ連絡してください。）
登校してもさしつかえないと証明されるまで

＊学校において予防すべき感染症は、次のとおりです。（学校保健安全法施行規則第１８・１９条）

種　類	病　　名	出席停止期間の基準
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る） 上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第２種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）　※治癒証明書不要　【別紙】罹患報告書を提出	・発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで（発症日を0日と数える）
	新型コロナウイルス感染症　※治癒証明書不要 【別紙】罹患報告書を提出	・発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快して後１日を経過するまで（発症日を0日と数える）
	百　日　咳	・特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻　し　ん	・解熱した後３日を経過するまで
	流 行 性 耳 下 腺 炎	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風　し　ん	・発疹が消失するまで
	水　　痘	・すべての発疹がか皮化するまで
	咽 頭 結 膜 熱	・主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結　　核	・病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	・病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

---------- き　り　と　り　せ　ん ----------

治　癒　証　明　書

年　　組　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は令和　　年　　月　　日以降は登校園してもさしつかえないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

診療機関名

医　師　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印